

☆町民ファシリテーター登録制度に係る町の考え方 その2

◇第7期中標津町総合計画より（抜粋）

1 協働のまちづくりの推進

主要施策

（1）中標津町自治基本条例の推進

- ①町民が主体の自治を実現することを基本理念とする「中標津町自治基本条例」を推進し、住民の自治意識を高めます
- ②条例の基本原則である「情報共有」「町民参加」「協働」の実施状況を把握し進行管理を行い、必要に応じ見直しを行います

（2）町民のまちづくりへの参画推進

- ①町民のまちづくりの参画推進のため、対話による協働のまちづくりの推進や、パブリックコメントの活用などを推進します

（3）人材・団体の育成と連携の推進

- ①各分野における人材の育成や町民の新たな取り組みなど、自主的な活動を支援します
- ②町民活動団体へ情報提供を行うなど活動支援を推進します
- ③町内外への人や団体・企業・自治体間の連携についての体制づくりを進めます

協定とは

官公庁と民間企業などが協議して決めること。

継続的・安定的な関係を結ぶこと。

連携とは

官公庁と民間企業などが互いに連絡を取りながら物事を行うこと。

●協定を結ぶにあたって相手方に確認したい事項

- ・組織構成（規約、活動内容、メンバー構成、予算関係 等）
- ・運営や継続性など今後もしっかり活動していける団体かどうか
- ・町と協定を結ぶことが組織決定されているかどうか

○すでに N-CAN に登録している方たちの取り扱い

ファシリテーター養成講座を全過程受講した方、事情があつて全過程受講できなかった方を含め「まちづくりに興味のある方」を登録しているとのことなので、養成講座の全過程を受講した方を「町民ファシリテーター」として登録することとしたい。

◎N-CAN と町が協定を結ぶとしたら

町：「対話による協働のまちづくりの推進」のため、話し合いが上手にできる人を増やしていく⇒ファシリテーター養成講座開催⇒すそ野を広げる

＜町民のまちづくりへの参画推進＞

ファシリテーター養成講座を受講した方が、町民ファシリテーターとして活躍してもらうことはもちろんだが、町民ファシリテーターとしてだけでなく、町で組織している各種審議会等の委員として、話し合いの場に参加してもらうことも視野にいれて進めたい。

※現状では1人の方がいくつもの審議会等委員を担っているケースが多いことから、学識経験者等専門分野の委員以外の町民が担うことのできる委員（公募）のなり手になってもらい、まちづくりに参加してもらいたい。

N-CAN：公の場で活躍できるファシリテーターを増やす⇒ファシリテーターの運用

＜人材・団体の育成と連携の推進＞

ファシリテーター養成講座を受講した方が、公の場でファシリテーターとして活躍できるように関わってもらいたい。

※ファシリテーターに関するノウハウを活かして活動してもらいたい。

また、町管理の町民ファシリテーターとなると、「町のまわし者」と思われがちになり、本音の話し合いにならない可能性も考えられるため、町民ファシリテーターのまとめ役を担っていただきたい。

○町と N-CAN の役割分担

	町	N-CAN
養成講座	主催	共催
受講者	町民限定で募集※	周知等協力
開催費用	町より支出	—
名簿登録	受講者全員登録（名簿については町と N-CAN で共有）	
名簿の期限	3年ごとに講座を受講して更新 （年数については要検討）	名簿登録者に更新の意向を確認 希望者には講座の案内をする
スキルアップ	スキルアップ講座の開催・グループワーク等開催する時は N-CAN に 依頼する（実践の場の提供）	名簿登録メンバーに実践と研修受 講を促し、町民ファシリテーター を増やしていく
派遣	—	町民ファシリテーターに声かけ し、派遣調整する
報酬	グループワーク開催予定部署は N-CAN で設定された額を予算確保	単価を設定し、依頼者より直接 支払い

※町民限定にせず、町民は無料、町民以外は受講料を徴収するという方法もありか

◎今後さらに検討

- ・ファシリテーター養成講座の開催頻度～毎年 or 隔年、その他
- ・ファシリテーター養成講座の内容～通常だと3回コース
 - 「入門編」⇒1回目だけ受講
 - 「達人編」⇒
- ・名簿登録時の意向確認～町民ファシリテーターとして活動する意向があるかどうか⇒意向のある方は『ファシリ隊』として登録する
- ・名簿の期限～スキルアップ講座の受講を必須とするのか、実践の回数を重視するのか
- ・派遣について～実践の場がどれくらいあるのか